

第一種大規模小売店舗立地法特例区域及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域について

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第36条第1項及び第55条第1項の規定により、平成23年7月13日付けで定めた十和田市に係る第一種及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域（平成29年5月10日付け第二種大規模小売店舗立地法特例区域変更）について、令和4年4月8日付けで第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しましたので、お知らせします。

1. 第一種大規模小売店舗立地法特例区域

- (1) 十和田市東一番町7の1、7の4、7の6、7の87、7の229、7の231、7の235
- (2) 十和田市稲生町182の1、183の2
- (3) 十和田市稲生町26の1、26の2、26の3、26の5、26の11、26の12、27の1、27の2、27の3、27の4、28の12

2. 第二種大規模小売店舗立地法特例区域

- (1) 十和田市稲生町142の4、143の1、143の3、143の4、147の5、147の15、147の18、147の19、147の20、147の21、147の23、147の24、147の26、147の35、147の49、147の50、147の55
- (2) 十和田市稲生町19の5、19の11、20の1、20の9、20の14、23の1、23の2、24の1、24の2、24の3、24の4、25の1、25の2
- (3) 十和田市東一番町7の5、7の11、7の15、7の20、7の35、7の69、7の200の一部、7の327、7の328、7の329、9の2、9の20、9の253、9の254、9の259、9の260、7の11及び9の253に接する水路の一部